

第5章 施策の展開



基本目標 1

子どもを産み育てることができる まちづくり

子どもの誕生前
～ 幼児期

関連するSDGs



安心して妊娠・出産できる環境を整備するとともに、幼児期までの子どもの育ちを支える良質な環境づくりを推進し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期までの子どもへの教育・保育等の充実をめざします。

現状と課題

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など家族をめぐる環境の変化にともない、子育て世帯の孤立が進んでおり、安心して妊娠・出産できるよう妊娠期から寄り添う相談支援体制の充実や適切な情報提供が必要です。
- 本市では、これまで全市的な教育・保育の質の向上に取り組んできました。現在、医療的ケア児や特別な支援を必要とする児童が増加していること、また、新たに「乳児等通園支援事業」（子ども誰でも通園制度）が創設されるなど、多様な保育ニーズへの対応が求められます。就学前人口は、本計画期間中に減少傾向に転じる見込みであることから、保育施策等について、中長期的な視点での検討が必要です。
- 本市では令和3年度以降（4月1日時点）待機児童ゼロを達成しています。本計画期間においても、継続した保育ニーズが見込まれることから、市立・私立を含めて老朽化が進んでいる施設における大規模改修等の対応が必要です。

基本施策

（1）妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

- 妊娠期から子育て期の各段階で必要な支援を提供し、母子の健康と福祉を包括的にサポートし、妊娠から子育てにかかる切れ目のない一貫した支援体制の充実を図ります。
- 地域のつながりや支え合いの中で子どもと保護者が心身ともに健やかに安心して子育てできる環境整備に取り組めます。

(2) 多様なニーズに応じた保育サービスの充実

- 親の就労の状況にかかわらず、子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、地域の身近な場を通じた支援の充実を推進します。
- 私立認定こども園等に対して、医療的ケア児の受け入れや新たな「乳児等通園支援事業」（こども誰でも通園制度）等の多様な保育ニーズへの対応の支援を行うとともに、老朽化した施設等の改修や建て替えなどの支援に取り組み、すべてのこどもが安心して教育・保育を受けられる環境整備を推進します。
- 市立認定こども園については、本計画期間における保育の量的ニーズに対応するため、現状の2園体制による定員規模を維持します。また、その後の少子化等の状況変化に応じて、市全体の保育定員の調整機能を担い、今後の多様な保育ニーズに対する支援機能及び受け皿の確保を図るために保育提供体制の整備に取り組みます。両園の施設管理については、こうした対応や財政負担等の観点から、当面の間、長寿命化により維持し、今後の少子化等の状況を踏まえ、適宜、更新等を検討します。

(3) 質の高い幼児期の幼児教育・保育の推進

- 幼児期から学童期を円滑に接続するため、幼稚園や保育所、認定こども園と小学校の連携を強化し、小学校との接続を見通した架け橋期のカリキュラムの充実や改善に取り組みます。

進捗確認指標

| 指 標 | 現 状 | 方向性 | 担当課 |
|---|-------------------|-----|--------|
| 「この地域で子育てをしたい」と思う親の割合 | 95.8% (R5) | → | こども家庭室 |
| 「地域のつながりや支え合いにより安心して子育てできる」と思う市民の割合 | 81.9% (R6) | ↑ | 子育て支援課 |
| 認定こども園等が、全市的な幼児教育・保育の質の向上のために国基準を超えて実施する延べ事業数（看護師・フリー保育士等配置事業等） | 57事業/全14園 (R5) | ↑ | こども園課 |

関連する主な担当課

こども家庭室、こども園課、子育て支援課、健康増進課、学務保健課、指導課、児童発達支援センター

関連するSDGs



次代を担う子どもたちが、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力をバランスよく身につけることができるよう、ともに学びともに育つ視点に立った教育・指導の充実をめざし、失敗を恐れずチャレンジし、生き抜く力を備え、まちの活力と未来を支える人材としての「情（こころ）」を育むことができるまちづくりを推進します。

現状と課題

- 社会が大きく変化する中で、すべての学びの基礎となる確かな学力の定着、自ら考え将来を生き抜く力を育成することが必要です。子どもたちの多様性や教育ニーズに適切に対応した学びの提供、グローバルな視野をもち、これまで以上にお互いの人権や文化等を尊重し、自己肯定感を高める（ありのままの自分を受け容れて大切に感じる）ことができ、自分らしく、一人ひとりが思う幸福な生活ができる力を身につけることができるよう取り組むことが必要です。
- 子どもたちがより良い運動習慣や生活習慣の定着を通じて、生涯にわたる健康を保持・増進できる資質や能力を身につけるため、運動やスポーツに親しむ機会や体験学習活動を通じて、心身ともに健全な育成を図るためのスポーツ・文化・レクリエーション等の充実が必要です。
- 不登校やいじめ、10代の予期せぬ妊娠、ヤングケアラー等の課題に対し、家庭と学校等が協力し、子どもの気持ちを理解し適切なサポートを提供するとともに、予防的支援として、自分を大切にすることや将来を見越す力を育む取り組み、性に関する指導等を引き続き実施し、SOSを出せる力を養うことが必要です。
- 共働き家庭等の増加により、放課後児童会の利用者も増加傾向にあります。子どもたちが安心して利用できる放課後等の居場所の確保や施設規模の適正化や環境改善など、放課後児童会の持続可能な事業運営をめざし保護者の多様なニーズに対応できる仕組みづくりが必要です。

基本施策

(1) 学校教育の推進

- こどもの最善の利益が尊重されることを基本に、こどもが夢や志を持ち、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、社会に貢献できる人づくりを推進します。
- こどもが安心して学ぶことができるよう、こどもの特性に合わせ「誰一人取り残されない学びの保障」に取り組めます。
- 子どもたちの多様な体験や地域ボランティアとの交流を通じて学びを深め、地域社会とのつながりを強化します。また、外国語教育を充実させ、グローバルな視野を持つこどもの育成をめざします。

| |
|---|
| (2) 乳幼児とふれあう機会や子育てを学ぶ機会の充実 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 中学生等が乳幼児とのふれあいを通じて、子育ての喜びや重要性を実感できる体験の機会、子育てに関する知識や技術を学ぶ場を提供するとともに、異世代間の相互理解を深める取り組みを行います。 |
| (3) 思春期保健対策の充実 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 学校や地域での教育プログラムを通じて、喫煙や飲酒、薬物のリスクについて正しい知識を提供し、予防に努め、思春期におけるこころの問題にかかわる相談・支援体制を強化します。 ● 保護者や地域社会と協力し、こどもたちが安全で健やかに成長できる環境整備や相談支援体制を強化します。 |
| (4) こどもの成長を見守る体制づくりの推進 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 学校を中心に地域全体でこどもの成長を支えることができるよう、地域人材の参画を促し、育成・定着に取り組むとともに、学校・家庭・地域の連携を深め、こどもが安全で健やかに成長できるように見守り体制を強化します。 |
| (5) こどもの居場所づくりの推進 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● こどもたちが放課後や休日等も安心して過ごせる居場所や遊び場の確保を進め、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域全体でこどもたちを見守る教育コミュニティづくりを推進します。 ● 地域における自発的な活動を尊重し、これらの継続的な取り組みが拡がり、多くの人が参加できるように後方支援を行うとともに、見守りを必要とするこどもや保護者が居場所につながるよう地域団体等との連携・協働を推進します。 |

進捗確認指標

| 指 標 | 現 状 | 方向性 | 担当課 |
|---|-------------------------------|-----|--------|
| 児童・生徒アンケート「学校に行くのが楽しい」の肯定的回答の割合 | 87.0% (R5) | ↑ | 指導課 |
| 児童・生徒アンケート「授業がわかりやすく楽しい」の肯定的回答の割合 | 91.0% (R5) | ↑ | |
| 学校協働活動 コーディネーターの年間活動日数 市内ボランティア参加者数 | 延べ259日 (R5) 延べ14,055人 (R5) | ↑ | 社会教育課 |
| 放課後等のこどもの居場所設置数 | 11箇所 (R6) | ↑ | 子育て支援課 |

関連する主な担当課

指導課、まなび未来課、図書館、社会教育課、青少年育成課、学務保健課、子育て支援課、こども家庭室、緑地公園課、福祉総務課

関連するSDGs



若者は、未来を担う貴重な存在であり、まちに活力と希望を与える大切な存在です。若者が未来に夢と希望をもち、自らの意思で将来を選択し、自立できる社会をめざします。

現状と課題

- 学習面や経済面で配慮が必要な若者が夢や希望を持って成長することができるよう学びの機会を提供することが必要です。
- ひきこもりや生活困窮など、生きづらさや様々な悩みを抱えながら生活している若者が気軽に相談でき、安心して過ごせる居場所の確保が必要です。
- 若者の自主性や社会性、協調性などの資質を培い、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取り組みや若者に対する相談支援が必要です。
- 若者の健やかな成長を地域全体で見守り支援するため、関係機関や団体との連携が必要です。
- 若者が自身の希望に基づいて家庭を持ち、子どもを産み育てるという選択肢が将来的にあるということ認識し、また、社会の一員として働き、経済的に自立する意識を持つことができるよう支援することが必要です。

基本施策

(1) 困難を抱えた若者への自立支援の推進

- 若者が安定した収入を得られるようにキャリア相談やスキルアップの機会を提供し、将来に対する不安を軽減します。さらに、若者が自身の能力を最大限に発揮できるように支援します。地域全体で若者の経済的自立を促進し、安心して生活できる社会をめざします。

(2) 青年期の相談支援体制の充実

- 困難な状況にある若者が適切な支援につながるよう関係機関との連携を強化します。また、ヤングケアラーや自殺防止、性暴力被害対策、犯罪被害対策に関する教育や啓発活動を通じて、地域全体で若者の安全や健康を守る意識を高め、未然防止及び早期対応に取り組みます。

進捗確認指標

| 指 標 | 現 状 | 方向性 | 担当課 |
|------------------------------------|---------------|-----|---------------|
| 「住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせている」と思う市民の割合 | 91.3% (R6) | ↑ | 福祉総務課 関係各課 |
| 「困ったときに気軽に相談できる場所がある」と思う市民の割合 | 49.3% (R6) | ↑ | |
| 地域の身近な相談窓口『まるまど』開設数 | 35箇所 (R6) | ↑ | |

関連する主な担当課

人権と暮らしの相談課、福祉総務課、こども家庭室、指導課

関連するSDGs



こどもの心身の状況や置かれている環境等に関わらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現をめざします。

現状と課題

- 全国的に児童虐待相談対応件数の急増や重大な児童虐待事案が後をたたない中、本市においても相談件数は増加しており、児童虐待防止の取り組みが必要です。
- 発達に特性のある児童が、早期に地域で必要な支援を受けることができるように、未就学児から就学児まで一貫した支援体制の充実、関係機関の連携や発達に係る支援サービスの充実が必要です。
- こどもや若者の視点を尊重し、その意見を聴き対話しながら、ともにこども施策に取り組むことが必要とされていますが、こどもや若者が意見を表明する機会は十分とは言えず、こどもの権利に関する理解や人権教育の推進が必要です。
- すべてのこどもや若者が、互いの個性を尊重し安心して過ごせる居場所を多く持つことができるよう、社会全体で支えていく必要があります。
- こどもが安心・安全に過ごせる遊び場や学習できる場、公園等の屋内外の施設の整備、こどもが自由に集える居場所づくりの取り組みが必要です。

基本施策

(1) こどもの権利の保障

- 地域や保護者に対しこどもの権利に対する理解を広め、すべての権利が保障され、安心して成長できる社会の実現をめざします。
- 学校や地域活動を通じて、こどもたち自身に向けて、権利について周知・啓発活動を推進します。

(2) こども・若者の意見聴取

- こどもや若者が自分の声を社会に反映させる機会を持ち、意思表明の重要性を学び、こどもや若者の意見が尊重される場を増やし、それらの意見が受け入れられる文化の醸成に市全体で取り組みます。

(3) 人権教育及び児童虐待問題対応の充実

- 児童虐待の早期発見・防止に向け関係機関との連携強化に努めるとともに、広報啓発活動により児童虐待防止に関する市民意識の向上を図ります。
- こどもたちが安全に成長できる環境づくりに努め、虐待やいじめを未然に防ぐ体制を整備します。また、被害を受けた児童や家庭に対して適切な支援を提供し、再発防止を推進し、地域全体でこどもたちを守り、安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組みます。
- 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、互いの人権や多様性を尊重する社会づくり、行動力を身につけることができるような人権教育に取り組みます。

(4) 障がいのあるこども（支援の必要なこども）のライフステージに応じたきめ細やかな支援・保育・教育の推進

- 障がいのあるこどもや保護者が地域で安心して生活できるよう、在宅生活を支援する障がい福祉サービス等の取り組みを進めます。
- 障がいのあるこどもや保護者に対し、各種手当の支給や医療費の助成により経済的負担の軽減を図ります。
- 障がいのあるこどもが、日常生活や学習、地域での暮らしにおいて、障がい特性やライフステージ等に応じて必要とする支援を適切に受けられる体制の整備に取り組みます。また、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図るとともに支援サービスの質の向上に取り組みます。
- 障がいのあるこどもが生涯住み慣れた地域で安心して生活できるよう、広報啓発活動等による障がいへの理解促進に取り組み、市民意識の向上を図ります。

(5) 「食育」の推進

- こどもの成長にあわせて栄養バランスに配慮した規則正しい食生活を身につけることができるよう、妊娠中から食生活の知識や技術の取得を促します。
- 学校・家庭・地域が連携した食育の推進に向けて、食の大切さや重要性を理解し、健全な食習慣を身につけるための教育の充実など食育の啓発活動をに取り組みます。

(6) スポーツ・文化・レクリエーションの充実

- スポーツ教室や体育行事の開催、活動場所の提供などの支援に努め、こどもたちが健やかに育つための多様な活動を推進し、心身ともに健康に育ち、楽しみながら学べる仕組みづくりを推進します。
- 次世代を担うこどもたちと読書を結びつける機会が豊かになるよう、家庭・学校・地域と連携し、図書館の利用促進と読書活動を推進します。

(7) 安心・安全に子育てできる生活環境の推進

- 地域のインフラを定期的に点検し、不具合発生箇所や危険箇所の修繕を迅速に実施するとともにバリアフリー化の推進を行うことで、こどもたちや住民全体が安心・安全に生活できる環境づくりを推進します。
- こどもたちが安心・安全に過ごせる公園等の遊び場の整備や維持管理などに取り組みます。

進捗確認指標

| 指 標 | 現 状 | 方向性 | 担当課 |
|---|---------------|-----|--------|
| 児童・生徒アンケート「豊かな心や生き方について考える機会がある」の肯定的回答の割合 | 89.9% (R5) | ↑ | 指導課 |
| 「スポーツ・文化活動や読書など、生涯学習に親しんでいる」と思う市民の割合 | 62.4% (R6) | ↑ | 社会教育課 |
| 「安全で快適な公園・緑地が整っている」と思う市民の割合 | 55.4% (R6) | ↑ | 緑地公園課 |
| 都市公園等の設置数 | 180箇所 (R6) | ↑ | |
| 児童虐待防止に関する研修会等に参加した人の内容理解度 | 97.2% (R5) | → | こども家庭室 |

関連する主な担当課

指導課、こども家庭室、福祉総務課、青少年育成課、子育て支援課、人権と暮らしの相談課、児童発達支援センター、こども園課、学務保健課、障がい福祉課、健康増進課、給食センター、社会教育課、図書館、地域振興課、危機管理室、開発調整課、都市まちづくり課、道路河川課、緑地公園課

関連するSDGs



子育て当事者の視点を尊重し、地域全体でこどもの成長を見守り、子育て家庭を支えるため、身近な場所で安心して相談できる体制の充実に取り組むとともに、子育てにかかわる多様な人材、組織等の社会資源が効果的に連携できるよう子育て支援のネットワークを強化し、子育て家庭を地域全体で支えるまちづくりを推進します。

現状と課題

- 子育て世帯への経済的援助を求める声も多く、子育て家庭の経済的な負担の軽減に関する取り組みや社会保障給付を必要とする世帯に対して確実に制度利用につながる仕組みづくりが必要です。
- ひとり親家庭等の多くが経済的に苦しい状況であり、こどもの健全な育ちのためにも、保護者への就労支援や生活支援を引き続き実施することが必要です。
- 外国につながる子どもと保護者は、言葉や文化の違いにより孤立しがちで、社会生活を送るうえで支障が生じることもあるため、学習活動などの支援や配慮が必要です。
- 男女共同参画の視点に立ち、子育てしながら働きやすい職場環境づくりについて啓発の強化が必要です。
- 子育て家庭の状況に応じて相談しやすい体制の充実が必要で、多様化する相談への対応を図るため、相談員等の専門性の向上を推進します。また、保護者同士の交流の促進や効果的な情報提供の充実が必要です。

基本施策

(1) ひとり親家庭の自立支援の推進

- 継続的な就業支援を行うとともに、ひとり親になったときにできるだけ早期の段階から相談・支援できるような体制の充実に取り組みます。

(2) 子育て家庭への経済的な支援の充実

- 経済的困難に直面する家庭が必要な支援を受けられる制度へ確実につなげるとともに、就労支援など多岐にわたる経済的支援の充実に取り組みます。
- 家庭ごとの状況に応じた適切な支援を行うことで、すべての家庭が安心して生活できる環境づくりを推進します。

(3) 外国につながる子どもと保護者への支援・配慮の充実

- 外国につながる子どもや保護者が日本で暮らしやすいよう適切な支援体制の充実に努め、言語や文化の違いによる障壁を取り除き教育や医療、福祉サービスへのアクセスを向上させます。

| |
|--|
| (4) 男女共同参画・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 共働き・共育てを推進し、働く親が安心して職場でのキャリアを追求できるような柔軟な働き方の普及・啓発を推進します。 |
| (5) 地域における子育て支援ネットワークの充実 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 地域全体で子育てを支える体制を強化し、子育て家庭や支援者等が情報交換や支え合いを通じて子育ての悩みを共有し解決できるように支援します。 ● 安心して子育てを行えるよう状況に応じた柔軟な支援体制や子育て支援者等のネットワークの充実を推進します。 |
| (6) 子育て相談支援及び子育て情報提供の充実 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● こどもや保護者が抱える悩みや不安に対して、適切で迅速なサポートを提供できる環境を整えます。また、相談員等の研修や専門性の向上を図り、安心して相談できる体制の充実に取り組みます。 |
| (7) 地域における子育て支援の充実 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 地域全体でこどもたちを支え合う環境づくりや世代を超えた交流を通じて、こどもたちが豊かな人間関係を築く機会を増やします。また、地域の子育て支援団体やボランティアと連携し、幅広い世代が参加できる交流活動を促進し、情報提供を行います。 |
| (8) 地域環境を活かした多様な活動の推進 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● こどもたちが自然と触れ合いながら健やかに育つ機会を増やし、自然の大切さを学ぶことができる環境整備に取り組みます。また、地域の自然資源を活用した子育てプログラムやイベントを実施し、次世代に豊かな自然環境を継承するための意識啓発を促進します。 |

進捗確認指標

| 指 標 | 現 状 | 方向性 | 担当課 |
|--|----------------|-----|----------------|
| 「地域のつながりや支え合いを大切にしている」と思う市民の割合 | 76.1% (R6) | ↑ | 福祉総務課 関係各課 |
| 「こどもと保護者が心身ともに健やかに育ち過ごすことができる」と思う市民の割合 | 88.0% (R6) | ↑ | 子育て支援課 関係各課 |
| 子育てアプリの登録人数 | 2,711人 (R5) | ↑ | |

関連する主な担当課

子育て支援課、人権と暮らしの相談課、こども家庭室、青少年育成課、こども園課、学務保健課、給食センター、福祉総務課、生活福祉課、児童発達支援センター、社会教育課、地域振興課、環境衛生課